

い 総 財 第 414 号

平成20年10月1日

各課等の長 様

いすみ市長 太 田 洋

平成21年度予算編成方針について(通知)

いすみ市財務規則第10条の規定により、平成21年度予算編成方針を別添のとおり定めたので通知する。

# 平成 2 1 年度予算編成方針

いすみ市

## 1. わが国の経済情勢

わが国の経済状況は、2002 年初めから息の長い景気回復を続けてきました。しかし 2007 年半ばから景気回復を支えてきた企業部門の勢いが徐々に弱まり、2008 年初めには景気は足踏み状態となりました。その主な原因は、アメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融資本市場の変動、原油・原材料価格の高騰は、企業収益や消費者意識を圧迫し、企業や家計の行動を慎重化させました。またアメリカの景気減速の直接の影響も現実化し、日本からの輸出にも影響を及ぼし始め、期待されていた「企業から家計への景気回復の波及」は、企業部門の好調さが失われ、実現には至りませんでした。今後アメリカ経済が景気後退に陥り、長期化するような場合、あるいは原油・原材料価格の高騰がさらに続くような場合、日本経済も下振れリスクが顕在化する可能性があり、原油価格の高騰により企業が体力を消耗する一方、家計の実質所得が圧迫されるなど、所得面からの国内需要の下押しが強まることが懸念される状態にあります。国はこうした状況の中で「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき平成 2 1 年度予算は、歳出全般にわたり、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針 2006」、「基本方針 2007」に則り、最大限の削減を行うとしています。

## 2. 地方財政の状況

現在の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、平成 8 年度以降 1 3 年連続して財源不足が生じるという深刻な事態となっています。バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により借入金残高が累積しており、平成 2 0 年度末においては、借入金の総額は 1 9 7 兆円に達する見込みとなっています。今後この元利償還が財政を圧迫する原因となることなどから、地方財政は構造的にみて極めて厳しい状況にあります。さらに高齢化が本格化する中であって、我が国の経済活力を維持し、社会保障制度や少子化対策を充実していくためには、継続的な経済成長を図るとともに、財政健全化に向けた歳入歳出一体改革に取り組んでいくことが求められています。

また千葉県<sup>1</sup>の財政状況においても、歳入については、景気の減速に伴い県税収入の落ち込みが懸念されています。また地方交付税についても大きな伸びが見込めないことから、歳入全体として増額を見込むことは困難な状況となっています。歳出については、大量退職時代の到来により退職手当支出による人件費の増加や少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加により、義務的経費が大幅に増加することから、引き続き厳しい財政状況が続くと見込まれています。

このような中、地方公共団体は、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の改善に努めつつ、地方分権を推進し、創造性・自立性を高め、積極的な施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図っていくなどの方策が必要です。

### 3. いすみ市の財政状況

本市の財政状況は、合併後3年間の間に旧3町におけるサービスの格差是正や市内交通の整備、少子高齢化対策、道路・排水の整備、地場産業の整備、教育施設整備等ありとあらゆる分野に積極的な推進を図り、市民の生活向上に努力して参りました。これは合併し国や県から合併補助金（ふさのくに合併支援交付金が合併後4年間で6億円、特別交付税が合併後3年間で7億3千万円）があったことによりこれだけの事業推進を行えました。しかし平成21年度からはこの補助金はゼロとなり非常に厳しい状況となります。また歳入の3分の1を占める地方交付税も合併の算定効果等により増額とはなっていますが、財源不足を解消出来るものではありません。このため基金繰入などの臨時的な収入で財源を確保しています。また歳出は一部事務組合等の広域的な行政経費の負担が増加してきて財政を圧迫しています。この様な中、例年通りの予算編成を行おうとすれば、例年以上の徹底した行財政改革に取り組み、財務体質の健全化に努めつつ地方分権を推進し、創造性、自律性を高め、活力あるいすみ市を創るための施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保に努めなければなりません。平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標の公表が義務付けられています。今後はこれらの指標を踏まえた慎重な地方公共団体の財政運営が必要とされています。

### 4. 予算編成の基本方針

本市においては、厳しい財政状況ではあるが、子育て支援をはじめとする少子・高齢化対策や、道路や河川の生活住環境などの生活基盤対策、地場産業の

振興や基盤整備、また教育施設の充実、防災に強いまちづくりなどの行政課題に対応していかななくてはならない。

したがって、従来にも増して徹底した経費の節減合理化などにより財源の捻出を図るとともに、限られた財源の重点的・効率的な配分を行い、時代の要請に応えられる予算編成が必要である。

よって平成21年度の予算編成にあたっては、平成18年10月に策定した「第1次いすみ市行財政改革大綱」及び「いすみ市集中改革プラン」に基づき、行財政改革を着実に進め、引き続き事務事業評価制度をすすめるとともに、内部管理的な経費の削減努力と事業の厳選・財源の有効活用などを行い、歳入歳出予算の的確な見積もりをたてるなど、歳入・歳出両面にわたり徹底した財源対策を強力に実行し、健全財政の堅持を基本に予算編成する。そのため一斑一事業の見直しまたは、廃止を行うこと。

特に平成21年度の予算編成にあたっては、下記の点に留意されたい。

#### ○持続可能ないすみ市づくり

合併補助金等が削減され、歳入の大幅な減収と今後は一部事務組合の負担金の増額、水道会計等への繰出金等支出増が予想され、今まで以上に財政は苦しくなる見込みだが、現在から収支の改善に取り組めば、その分だけ将来のいすみ市の財政は改善される。しかしその努力を回避すれば、将来のいすみ市の財政に未来はない。行財政改革を徹底し財源の捻出を図るとともに、限られた財源の重点的・効率的な配分により、継続可能ないすみ市をつくるため、全庁が一丸となって取り組む必要がある。

#### ○行財政改革（集中改革プラン）の推進

ますます高度化・多様化する住民のニーズに適正に対処するため、「第1次いすみ市行財政改革大綱」及び「いすみ市集中改革プラン」に基づき、今後5年間（平成18年度から平成22年度）を「集中改革期間」と位置付け、行財政改革に取り組むべき課題のうち早急に実行すべき課題を掲げ、簡素で効率的な体制整備に向けて徹底した行財政改革に取り組むとともに、新たな財源確保に

努め、地域の活性化や産業振興を図ることにより、市民満足度の高い行政運営に取り組む。

### ○連携・協働のまちづくりの推進

本市が自主性と責任により限られた財源を効率的・効果的に活用して行政サービスの向上を図っていくためには、市民等と行政がそれぞれ適切な役割のもと、連携・協働してまちづくりを行うことが不可欠である。そこで平成20年8月13日に県に認定された「いすみ市振興プロジェクト」を活用し既存事業の振替、申請を行い歳入の確保に努めること。

## 5. 予算要求における留意事項について

平成21年度当初予算は、いすみ市総合計画、実施計画に盛られた事業に配慮するも、健全財政を堅持することを基本に、「すべての施策、事務事業について原点に立ち返り、その必要性を再評価すること」、「いすみ市としての諸課題に対する問題意識を共有化すること」、「内部管理的な経費の削減、事業の厳選と財源の有効活用を行い、歳入歳出両面にわたり行財政改革（行革大綱・集中改革プラン）を強力に実行すること」とし、下記の点に留意し予算要求されたい。

- (1) 住民ニーズに沿った予算を編成するため、新規事業、既存事業を問わず、その必要性、優先順位等について十分議論し要求すること。
- (2) 要求に当たっては、下記の視点について客観的な分析評価を加えるほか、費用対効果、財源負担区分、実施時期及び期間についても十分検討を行い、要求書に明示すること。
  - ア 事業の目的は
  - イ 目的に対する効果は
  - ウ 事業手法として最適か
  - エ 市としてやるべき事業か

(3) 全ての事業について、事業の必要性、優先性、緊急度、効果、事業箇所の優先順位等を総合的に検討のうえ、真に必要なものについて要求すること。なお、補助事業については、例年制度変更等の見直しが行われることから、国、県等関係機関の状況や予算編成の動向等を十分見極め、的確な見積りを行うこと。

単独事業については、安易に要求せずに財源確保のため補助事業としての採択や受益者負担についても検討し、十分調査して要求すること。

(4) 複数課に関連する課題への対応については、相互に緊密な連絡を取り、十分調整したうえで要求を行うこと。

関係団体、地権者、受益者等との協議を必要とする事業については、事前に十分な調整を行い、事業の実施体制が整う見込みのあるものに限り要求すること。

(5) 臨時職員、非常勤嘱託職員については、その必要性を再考し、職員対応に努め縮減を図ること。

要求に当たっては、社会保険、労働保険の加入等の調整があるため、総務課総務班と事前に協議すること。

(6) 厳しい財政状況に鑑み、歳入事項の総点検を行い、財源の確保に努めること。特に、使用料や手数料など受益者負担を求めるものについては、受益者負担の原則に基づき適正な料金の見直しを行うなど、その適正化に努めること。

(7) 「いすみ市における指定管理者制度に関する基本方針」に基づく点検を行い、民間事業者等を指定管理者に指定することを検討するなど、公の施設の効率的・効果的な運営に努めること。

## 6. 個別的事項

### (1) 歳入

#### (ア) 市税

最近の社会経済情勢の動向や税制改正を踏まえ、平成19年度・平成20年度の税収の実績を十分勘案し、見込み得る額を算定すること。課税客体の的確な補足と徴収率の一層の向上に努めるとともに、滞納繰越分の

計画的な整理を行うなど、積極的に税収の確保に努めること。

#### (イ) 分担金及び負担金

受益者負担の原則に基づき、事業の性質、受益の度合等を十分検討するとともに、いすみ市分担金徴収条例に沿っているか、他の類似事業との均衡等が保たれているかを勘案のうえ、当該事業に即応した適正な額の確保に努めること。

#### (ウ) 使用料及び手数料

特定の受益者が受ける行政サービスに対する対価である使用料・手数料については、徹底したコスト削減を図りつつコストを勘案して受益者の負担が著しく少ないものや、現在無料の行政サービスで受益者が限定されているものについては、受益に応じた負担という観点から、その適正化に努めること。

#### (エ) 国県支出金

国、県の概算要求基準等の状況を的確に把握するとともに、その後の予算編成の動向等を十分見極めること。三位一体の改革等においては、制度改正を含め既存の施策や事業そのものを聖域なく見直し、整理合理化を図るとしていることから、その動向には十分注意すること。

平成21年度に実施する事業について、国、県の補助事業として該当するものがあるかどうか調査し、可能な限り財源の確保に努めること。

#### (オ) その他の収入

従来の実績を基礎とし、適正な見込額を見積もること。特定財源として事業に充当しているものについては、その確保に努めること。

また、未利用財産については、有効利用の観点から当面利用予定のない用地等については、一時貸付など暫定的な有効活用を検討すること。さらに、具体的な利用計画がない用地については、適切な処分の検討を行うなど、財産収入に努めること。

### (2) 歳出

#### (ア) 人件費

各種委員報酬については、新市における報酬条例の単価により、人数、回数を適宜積算し要求すること。

職員給与等については、総務課総務班において算定を行うこと。諸手当の見直しを検討すること。時間外勤務手当については、十分精査し特に必要な事業以外は計上しないこと。

時差出勤等の制度を有効に利用すること。

臨時職員等賃金は、総務課総務班と協議の上、効率的な雇用計画に基づき計上すること。

#### (イ) 扶助費

国・県の予算編成や制度改正の動向を見極めるとともに、市をとりまく社会情勢を踏まえ事務事業を十分精査し、算定誤り等がないよう適切な年間所要額を見積り要求すること。

#### (ウ) 物件費

経常経費削減が大きな課題となっている現状においては、既成概念や過去の実績に捉われることなく行政の行うべき範囲を見極め、徹底した費用対効果の検討を行い、積極的な簡素化、効率化に努め、平成20年度当初予算額合計を上回ることがないように算定すること。

旅費、食糧費については必要最小限を算定すること。委託料については、近年、ますます種類や経費が増大しているため、事業効果・経済的効果等を十分検討し、特に、職員が行える清掃業務等は委託を廃止するなどし、委託費を削減すること。消耗品費、光熱水費、燃料費等消費的経費については、常に節約に努めることとし、年間所要額を算定すること。

#### (エ) 補助費

補助金は、特定の事業や活動を支援するために公益上必要があると認められる場合に支出するものであり、その判断は客観的かつ妥当性があるものでなければならない。

全ての補助金について必要性や効果等の再点検を行い、補助金の整理統合や縮減・廃止、支出期間の設定など補助金の一層の適正化に努めること。

また平成19年7月12日に行政改革室から示された「補助金に関する基本指針」に則り補助金要求を行うこと。

補助団体において繰越金等保留財源を多額（負担金要求額の20%以上）に有している団体は負担金の引き下げを行うこと。

負担金及び交付金については、法令に基づくもの以外は、県、夷隅郡市の負担金審議会により決定した額を計上すること。運営補助、協議会負担金等についても、要求内容を厳しく見直すこと。

### (オ) 投資的経費

補助事業については、国、県の概算要求及び予算編成の動向に留意し、事業の必要性、優先性、緊急度、効果等を十分検討し計上すること。単独事業については、特に必要性、緊急度、投資効果、補助事業で対応できないかどうか等を十分検討し、事業を厳選し必要最小限の計上とすること。

用地取得等を必要とする場合は、確実な見通しを得たうえで計上すること。年度途中で新たに発生した事業を追加補正する際にも同様とする。

平成21年度より経費の抑制を行うこと。

### (カ) その他の経費

繰出金については、平成20年度の執行状況を勘案のうえ、必要最小限の額を計上するとともに、独立採算を原則とする特別会計や市水道会計にあっては、経営の合理化、健全化に努めること。

このほか、市行政を推進するための必要経費については、厳しい財政状況下ではあるが、住民サービスの低下を招くことのないよう配慮しつつ、事務事業の簡素合理化、経費の節減、効率かつ適正な行政運営に努めることとし、原則平成20年度当初予算額合計以下の要求とすること。

## 平成21年度当初予算要求について

当初予算要求については、財務会計システム（予算編成システム）に入力し、関係資料のみを財政課に提出してください。（予算要求書の提出は不要）

### 1. 入力作業

予算要求の入力は、10月16日（木）から11月17日（月）までの指定期間内に行うこと。土曜、日曜日も入力出来ます。ただし24時以降の入力は行わないでください。**21年度より事業別予算になることから入力には注意し、積算基礎、補足事項、要求額を入力すること。**

### 2. 科目新設、科目訂正

科目を新設・訂正する必要がある場合（摘要レベルを含め、前年に無いものは全て新設・訂正が必要）は、課毎に取りまとめ、別紙「科目新設届」を財政班に提出してください。（科目新設届の様式は、電子書庫・財政課内にもあります）各課では新設・訂正はできません。

### 3. 歳出予算要求入力の留意点

(1) 予算の積算単価が決められているものは、その単価を用いること（単価入力の方法により予算要求すること）。

(2) 入力画面の「根拠/名称」欄には、積算根拠の他、事業概要、計上理由、補助事業名、値引き額、財源内訳、その他参考となることを入力してください。特に新規事業、金額の大きいものについては、より詳細に入力してください。査定時間の短縮になります。また新規事業を入力する時には、根拠欄の1行目に「新規事業」と明示すること。

(3) 歳入入力時に財源充当を行うので、歳出を先に入力すること。

### 4. 歳入予算要求入力の留意点

(1) 特定財源（充当先が決まっているもの）は、必ず財源充当を行うこと。

(2) 「根拠/名称」欄は歳出と同様、詳細に入力すること。

5. 歳入歳出予算入力終了後

課全体で入力が終了したら、進行管理で要求終了の処理を  
すること。

6. 提出書類

- (1) 平成21年度当初予算の主な事業（別紙1）（担当課として金額に関係なく21年度の主要な事業（議会、広報、プレス発表等の資料として使用させていただきます。))を『全庁共有』→『財政課』→『財政班関係』→『予算編成』→『H21 当初予算』→『主な事業』の中に提出して下さい。

7. 総務部長・財政課長査定について

- (1) 11月27日以降から予定しています。会場、日程等は後日連絡しますが、その日から都合の悪い日がありましたら予算要求締め切り日までに、財政班まで連絡してください。

査定の出席者は部長・担当課長・副主幹又は班のリーダーとします。

- (2) スムーズな査定を行うため、事務事業を実施しなければならない理由、新市建設計画や補助事業等との関連、過去からの経緯等について、あらかじめ準備願います。また必要に応じて次の書類（原則A4サイズ）を準備願います。

位置図

概要説明書

見積書（コピー可）

写真

カタログ（コピー可）

- (3) 施設の改修については、現在の状況、経過年数を明確にしてください。

8. 入力及び関係資料の提出期限

平成20年11月17日（月）午後5時（期限厳守のこと）